

発議案第7号

観光振興特別委員会の設置について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和7年9月30日

提出者	盛岡市議会議員	千葉伸行
賛成者	盛岡市議会議員	兼平孝信
〃	〃	庄子春治
〃	〃	小笠原秀夫
〃	〃	田山俊悦
〃	〃	太田隆司
〃	〃	鈴木努
〃	〃	伊勢志穂
〃	〃	天沼久純
〃	〃	菊田政隆
〃	〃	遠藤政幸
〃	〃	豊村徹也
〃	〃	佐藤尚弘
〃	〃	縄手豊子

盛岡市議会議長 櫻 裕子 様

観光振興特別委員会の設置について

- 1 本議会に観光振興特別委員会を設置し、9人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、観光振興特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、観光振興に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 観光振興特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会在本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。